

令和 7 年度

いじめ防止基本方針

鯖江市惜陰小学校

鯖江市惜陰小学校 いじめ防止基本方針

令和7年4月1日 改定

前 文

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

そのいじめをなくすことができるのは、まずは私たち教職員であるということを自覚しなくてはならない。いじめがなくなつてほしいと願うだけでは、いじめはなくなる。また、「自分はいじめを許していない」と自負するだけでは、いじめはなくなる。いじめをなくすには、私たち全教職員が、「いじめは、人として絶対に許されない、卑劣で恥ずべき行為である」という強い認識をもち、毅然とした態度で指導や対応に当たらなければならないのである。そして、そこには、いじめをなくすための方法や計画が必要なのである。

この基本方針では、本校におけるいじめ防止に係る基本的理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るための基本となる方法や計画等の事項を定めている。私たち教職員は、これを児童が安心して学校生活を送ることができる環境づくりのための指針とし、教育活動に取り組んでいくこととする。

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 本校は、一人一人が互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、児童が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」を推進する。
- (2) 本校は、すべての児童が、①どんなことがあってもいじめを行わないこと、②いじめを認識しながらこれを放置しないこと、③いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であること、以上3点について、十分に理解できるように努める。
- (3) 本校は、児童が安心して生活し、学習をはじめその他の活動に生き生きと取り組むことができるよう、いじめをなくすことを目的に、鯖江市、鯖江市教育委員会、家庭、地域の関係者と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組む。

2 いじめの定義と判断

「いじめ」とは当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）により、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものを指す。

（『いじめ防止対策推進法 第2条第1項』より）

基本的に以下のような場合をいじめとして判断する。

- ①本人からいじめの訴えがあった場合。（面談やアンケートを含めて）
- ②保護者から訴えがあった場合。

- ③ ケース会議を開き、問題解決についての検討を要する場合。
- ④ 1人が複数からからかわれている場合。
- ⑤ 同じ児童へのからかいが続いている場合。
- ⑥ 1度のからかいであっても、教職員がそこに弱者と強者の関係を感じ、見過ごすわけにはいかないと感じた場合。
- ⑦ 関係する児童を別室に呼んで話を聞いたり、個別指導を要したりした場合。
いじめを認知したときは、直ちに「いじめ対策サポート班」を立ち上げ、解決への手立てを講じる。

3 いじめの防止等のための具体的取組

(1) 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育

① 学びぬく子の育成

ユニバーサルデザインの視点を取り入れ、すべての児童にとって分かる授業を行う。また、主体的に自分の言葉で語れる子を育てるとともに、基礎基本の定着を目指した授業等の工夫改善を図る。さらに、教科担任制やT T指導を導入するなど、児童一人一人にとってきめ細かな指導を行い、丁寧で分かる授業を実践する。

② まごころいっぱいの子の育成

異学年間の交流活動や縦割り班活動を充実させ、上級生と下級生が互いに感謝し、尊敬しあえるような関係を築いていくことで、みんなが安心して過ごせるようにする。また、人権教育を含め道徳教育を充実させたり、個々のニーズに合わせた特別支援教育を推進したり、配慮が必要な児童への支援体制を充実させたりするなど、児童理解に努め、子どもの居場所のある学級経営を行う。

③ たくましい子の育成

本校の児童育成部が主宰する「心のアンケート」の他に、「生活アンケート」（いじめに限定したアンケート）を月に1度の目安で実施し、教職員全員が学校や学級の状態を把握する。そして、児童が、心身共に健康でたくましくあるために、自分の心や体、生活習慣、体力などについて見つめ直し、工夫改善を図ろうとする実践的な態度を育てる。

④ 家庭・地域との信頼関係構築

本校が、地域に根ざし、地域に見守られた学校であることを、すべての児童が認識できるように、地域教材やゲストティーチャーを積極的に活用したり、地域行事への参加を積極的に推奨したりして、ふるさと学習を推進していく。また、地域力を生かしながら家庭・地域と共に歩む学校を目指し、学校公開日の設定や学校だより等による情報の発信を進める。また、いじめへの対処方針や年間指導計画等、いじめ防止策に関する情報を公表し、保護者の理解や協力を求める。さらに、インターネットや携帯電話等の正しい利用についての呼びかけや意識付けを行い、『惜陰スマートルール』をもとにした家庭でのルール（わが家のスマートルール）づくり等の啓発を行う。

(2) 学校評価への位置づけ

以下の項目を学校評価の観点の中に位置づけ、その結果をいじめの未然防止・早期対応に生かす。

【教職員】・互いのよさを認め合える学級づくりに努めている。

・心のアンケートを指導に活かしている。

【保護者】・学校は、子どもの気がかりなことを相談しやすい体制を整えていますか。

・お子さんは、学校は楽しいと言っていますか。

【児童】・人にいやなことを言わず、優しい心で接していますか。

（３）いじめの未然防止

①つながりあって学ぶ

児童同士のかかわりを重視し、学級はもちろん、学年間、異学年間、縦割り班での交流を積極的に取り入れ、教育活動を進めていく。

②自己肯定感をはぐくむ学級づくり

児童理解に努め、児童のよさを引き出す校内支援体制を充実させ、児童一人一人が学級の中で大切にされる学級づくりを行う。

③道徳教育の推進

授業や全校道徳をはじめ、教育活動全体を通して、発達段階に応じた指導を計画的に行い、道徳教育の充実をより一層推進していく。また、各自が「道徳ノート」やファイルを持ち、学校生活全般をとおしてその時々にも思ったり考えたりしたことを綴っていき、自己を振り返るとともに、認め合い学び合う心、感謝の心などについて考えさせる。

④人権教育・ボランティアの推進

人権教育やボランティアを計画的に進め、自分だけでなく、他の人の大切さも認めることができる態度を育てる。また、特別支援学級の児童との交流を積極的に行い、様々な立場にある人への理解を深める。

⑤特に配慮が必要な児童への支援、指導

年度はじめの職員会議や毎月の職員会議で、配慮が必要な児童について話し合う場を設け、全職員が共通理解のもと支援・指導に当たるようにする。児童に対しても、学年の発達段階に応じた適切な指導を行い、配慮が必要な児童に対する理解を深めるようにする。いじめ対策委員会で報告された児童について、全職員に周知し、支援・指導できるよう手立てを取る。

⑥情報モラル教育の推進

インターネット上のいじめは、拡散し消去することが極めて困難なため深刻な影響を及ぼすことや重大な人権侵害であり被害者等に深刻な傷を与える行為であることを児童に理解させる取り組みを行う。加えて、パソコンやスマートフォン等を利用したいじめについては、関係機関と連携し、実態把握を行うとともに迅速かつ的確に対処できる体制の整備に努める。

また、家庭に対してインターネット利用に関するルールづくりの働きかけを行い、端末の契約者である保護者が児童と共にインターネットの危険

性や注意点等について考える機会を設ける。

⑦ 法律の専門家である弁護士を活用したいじめ予防授業

県や市の事業を活用し、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱い等について、理解を図る。

（４）いじめの早期発見

① 積極的ないじめの認知 （P 14～16 P 20～21 参照）

学級担任をはじめ教職員は、児童の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いを持ち、積極的にいじめを認知するよう努める。そのための方法として、次の３観点からのチェックを行い、気がかりな点があれば、担任が個別面談を行い、速やかに対応する。

○児童一人一人の状態をチェックする。

○教室等学習環境の状態をチェックする。

○教師自身（自分自身）の状態をチェックする。

また、学級担任が得た情報は、速やかに生徒指導主事または教頭に伝え、情報を共有する。

② アンケートの実施 （P 17～19 参照）

毎月「生活アンケート」（いじめに限定したアンケート）を行うとともに、年２回（６月・１１月）に「心と体のアンケート」を行い、いじめ等の問題の早期発見に努める。気がかりな記入がある場合は、学級担任が個別面談を行い、速やかに対応する。

なお、上記の「心と体のアンケート」「生活アンケート」は、年度末にまとめて保管する。保管期間は、中学校からの問い合わせがある場合に備え、卒業後３年間とする。教員が記載する「いじめチェックシート」と「いじめ対策委員会の記録」も合わせて保管する。

③ 教育相談体制の充実

学級担任による定期的な個別面談を通して、学習や人間関係の悩み等を聞き取りと同時に、適切な助言と学級全体への働きかけにより好ましい人間関係の構築を図る。

④ 家庭や地域との連携 （P 22 参照）

家庭訪問や電話連絡などを通して、日ごろから保護者との情報交換を密にするとともに、６月・１１月には、保護者に対してアンケートを実施する。地域の住民や関係団体との連携を進めることにより、家庭や地域における児童の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努める。

（５）いじめの事案対処

教師がいじめを発見した時や児童・保護者からの訴えがあった時は、直ちに解決のための行動をとる。

① 「いじめ対応サポート班」による対応 （P 7 参照）

- 学級担任は、その日のうちに生徒指導主事または教頭に概略を報告する。
(特定の教職員で抱え込まず速やかに情報を共有する)
- 生徒指導主事は、報告を受けてから24時間以内に「いじめ対応サポート班」を招集し、解決への方針を決め、対応を開始する。
- いじめについての概略と「いじめ対応サポート班」による立案・対応について、できるだけ早く全教職員に知らせ、全教職員が一丸となって被害児童を守る。
- 必要に応じて「いじめ対応サポート班」の中で指導の経緯を確認し合う。
- 3日たっても改善が見られない場合は、別途具体的方針を立てる。
- 加害児童に対して必要な指導を継続しているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難であり、しかもそのいじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合は、被害児童を徹底して守り通すという観点から、学校は鯖江市教育委員会と連携し、鯖江警察署等の外部機関と相談しながら対処する。(「いじめによる重大事態」の発生については以下に別途記載。)

②対象児童およびその保護者への支援

- いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う。その際、「いじめられている児童にも責任がある」という考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ということをはっきり伝えるなど、自尊感情を傷つけないよう配慮する。
- 児童の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行う。
- いじめられた児童（または報告した児童）とその保護者に対し、徹底して秘密を守り抜くことを伝え、できる限り不安を取り除き、心身の安全を確保する。
- 随時本件に関して「いじめ対応サポート班」がつかんだ情報とこれまでの指導の経過を連絡し、家庭でのさらなる支援をお願いする。
- 一定の解決を得た後も、当該児童への声かけを強化し、必要に応じて個別面談を行うなど支援を継続していく。また、学級担任は、被害児童の様子を1か月ごとに生徒指導主事に報告し、それを3か月間継続する。

③関係児童およびその保護者への対応

- いじめたとされる児童に対しても事実関係の聴取を行い、事情を確認した上で、組織的にいじめをやめさせ、再発を防止する措置をとる。
- 加害児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- その一方で、加害児童が抱える問題などいじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全および健全な人格形成に配慮する。
- いじめの状況に応じては、加害児童に心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮をしながら、別室での指導や出席停止等を含めた特別の指導計画を作成し、毅然とした指導を行う。
- 保護者には、聴取した内容を迅速に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、以後の対応が適切に行えるよう協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- 一定の解決を得た後も、当該児童への声かけを強化し、必要に応じて個別面談を行うなど支援を継続していく。また、学級担任は、加害児童の様子を1か月ごとに生徒指導主事に報告し、それを3か月間継続する。

④外部人材の活用と関係機関との連携

必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の外部専門家、市教委や市担当課、警察、児童相談所、愛護センター、医療機関、民生委員等の関係機関と連携を取りながら、早期解決に向けた最善の方法を講じる。

(6) いじめの解消

いじめが解消されたとは、いじめに係る行為が止んだときから相当の期間（3か月を目安とする）を経て、かつ被害児童に心身の苦痛を感じていないと認められ、本人およびその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認できたとき、併せて教員（担任・学年主任）がいじめの解消を認めたときとする。

(7) いじめによる重大事態への対処

①いじめにより、被害児童が次のような事態に追い込まれている場合を、「いじめによる重大事態」とする。

- 児童が、相当期間欠席することを余儀なくされている場合。（年間30日が目安）
- 児童が、自殺を企図した場合。
- 児童が、心身に重大な障害を負った場合。
- 児童が、精神性の疾患を発症した場合。
- 児童およびその家族の財産・金品に重大な被害を被った場合。

②いじめによる重大事態が発生した場合には、つぎのような対処を行う。

- 重大事態が発生した旨を鯖江市教育委員会に速やかに報告する。

＜学校が調査主体になる場合＞

- 学校に「重大事態調査組織」を設置する。
 - ・ いじめ対策委員会のメンバーに担任、教科担任などの関係教員と必要に応じて、スクールカウンセラーなどを加えて組織する。
- 「重大事態調査組織」で事実関係について調査する。
 - ・ 事実関係を網羅的に明確にする。
 - ・ まず客観的な事実をつかむ。因果関係などの特定は急がない。いじめ行為が、「いつ、誰から、どのような態様」であったか。学校や教員がどう対応したか。これらを明確にする。
 - ・ それまでの調査結果の再分析や必要に応じて新たなアンケート調査などを行う。
 - ・ 学校に不都合があっても、事実をしっかり向き合う。
- いじめを受けた児童とその保護者に情報を提供する。
 - ・ 明らかになった事実関係を提供する。
 - ・ ここで提供する情報のもととなるアンケート調査などは、いじめられた児童やその保護者に提供することがあることを調査対象の児童や保護者に説明しておく。
- 調査結果を鯖江市教育委員会へ報告する。
 - ・ 明らかになった事実関係を報告する。
 - ・ 必要に応じて、いじめを受けた児童やその保護者の所見も添える。
- 調査結果を踏まえた必要な措置をとる。

- ・教育委員会の指導、助言等にもとづいて必要な措置をとる。
- ・いじめられた児童、いじめた児童、その保護者、学級や学校全体等を対象に、いじめ対応サポート班を中心として継続的な支援・指導を行う。

＜鯖江市が調査主体になる場合＞

- 事実関係を明確にするための調査に協力する。

4 いじめの防止等のための組織

（１）いじめ対策委員会

いじめの防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を常設し、職員会議と併設する形で開催する。また、重大事案の発生等いじめ認知が必要な場合は、適宜開催する。

○構成員

- ・校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、学年主任、各学級担任、養護教諭、教育相談担当、スクールカウンセラー等。

○活 動

- ・未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成。
- ・思いやりや助け合いの心をもって行動できる子どもを育てるための具体的な活動の計画、実践、振り返り。
- ・いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」についての協議。
- ・児童間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践。
- ・いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡体制づくり。
- ・校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成。
- ・計画的なアンケート調査や個人面談の計画。
- ・学校におけるいじめ問題への取組状況の点検。
- ・気がかりな児童に関する情報交換。

（２）いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取組を行う。

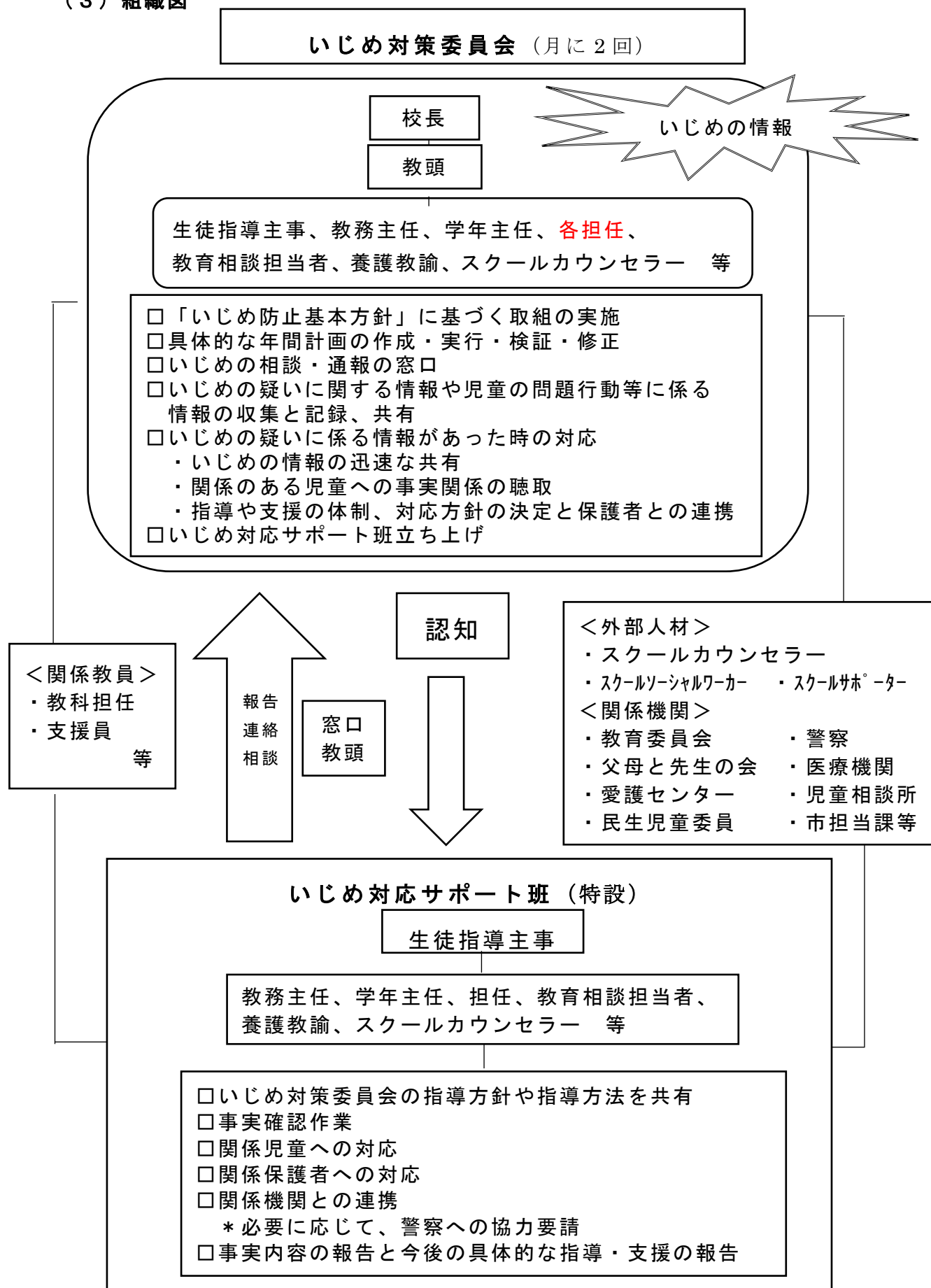
○構成員

生徒指導主事、教務主任、学年主任、担任、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー等

○活 動

- ・当該いじめ事案の対応についての方針の決定。
- ・個別面談による情報収集。
- ・継続的な指導および支援。
- ・保護者や地域との連携。
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の外部人材や市教委、市担当課、警察、児童相談所などとの連携。

(3) 組織図



5 いじめ対策の年間行動計画
〔4～6月〕

	教員の動き等	児童の活動等					
		1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	5 年生	6 年生
4 月	職員会議・いじめ対策委員会 (月 2 回) ・基本方針確認 ・年間計画策定 ↓ ・年間計画の周知 ・教員の意識点検 ↓ 父母と先生の会 総会 ・基本方針の公表	学級での仲間づくり（組織作り・ルール作り） 惜陰っ子グループ（縦割り班）の決定 ↓ こんにちは集会（初顔合わせ）・ペア作り					
	いじめ対応サポート班 ・起きた時に即対応	学校体 験活動	地域学 習（町 探検）	地域学習	縦割り活動計画 ・リーダー育成 ・絆づくり		
		いじめアンケート調査					
5 月	校内研修 ・人権教育全体計画と道徳教育 全体計画、読書活動年間計画 を確認	校外学習（各学年）・絆づくり・自主的活動 惜陰っ子グループ活動（旗づくり集会） 校内体育大会 (惜陰っ子グループでの協力、「惜陰っ子大賞」 の決定)					
	職員会議・いじめ対策委員会 ・アンケート調査等をもとに 定期的に状況把握 ・気になる児童の報告会	いじめアンケート調査					
		交通安全教室（指定学年）					

6 月	授業研究 ・ 授業改善と学習規律の見直し及び徹底 ・ 研究テーマに沿った授業づくり ・ 指導主事訪問および公開授業	心と体のアンケート調査・保護者へのアンケート ↓ 教育相談週間 地域学習（クリーンセンター見学） 修学旅行 プール清掃 いじめアンケート調査
	職員会議・いじめ対策委員会 ・ アンケート調査等をもとに、定期的に状況把握 ・ 気になる児童の報告会	
	教育懇談会 ・ 情報や意見の収集	

〔 7 ～ 9 月 〕

	教員の動き等	児童の活動等					
		1 年 生	2 年 生	3 年 生	4 年 生	5 年 生	6 年 生
7 月	職員会議・いじめ対策委員会 ・ アンケート調査等をもとに、定期的に状況把握 ・ 気になる児童の報告会	ひまわり教室 ・ 夏休み前の非行防止 ・ 情報モラル等					
	学校評価（中間評価） ・ 教員、保護者、児童を対象にした、学校生活や家庭生活についてのアンケート調査	学校評価アンケート調査 意識調査（5・6年）					
	鯖江市学級経営研修講座	いじめアンケート調査					
8 月	鯖江市学級経営研修講座						
	職員会議・いじめ対策委員会 ・ 1学期の振り返り ・ 学校評価（中間評価）の分析 ・ 2学期に向けて ↓ ・ 重点事項の確認	親子で環境美化作戦（体験的な活動、親子の絆づくり）					
		地域学習（殿様教室）					

9 月	職員会議・いじめ対策委員会 ・学校評価（中間評価）のまとめをもとに、2学期の取り組みを確認 ・アンケート調査等をもとに、定期的に状況把握 ・気になる児童の報告会	連合体育大会に向けて ・絆づくり いじめアンケート調査 教育懇談会
	情報発信 ・学校評価（中間評価）を保護者や地域に公表	
	授業研究 ・教育研究会事前研究会 ・指導主事訪問	

〔10～12月〕

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
10 月	職員会議・いじめ対策委員会 ・アンケート調査等をもとに、定期的に状況把握 ・気になる児童の報告会	福祉体験学習 ・絆づくり 宿泊学習 ・絆づくり ・自主 校外学習（各学年）・絆づくり・自主的活動 連合体育大会 ・異学年交流 ・絆づくり いじめアンケート調査					
		授業研究・教育研究会 心と体のアンケート調査 ↓ 教育相談週間 秋のおもちゃランド ・異学年交流 ・絆づくり 市連合音楽会 いじめアンケート調査					
11 月	職員会議・いじめ対策委員会 ・アンケート調査等をもとに、定期的に状況把握 ・気になる児童の報告会						

12月	職員会議・いじめ対策委員会 - 定期的に状況把握 - 気になる児童の報告会	いじめアンケート調査 地域のお年寄りとの年賀状交流
	学校評価（最終評価） 教員、保護者、児童を対象にした、学校生活や家庭生活についてのアンケート調査	惜陰っ子グループ活動 学校評価アンケート調査 意識調査（5・6年） 教育懇談会

〔1～3月〕

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
1月	職員会議・いじめ対策委員会 - 学校評価（最終評価）の分析 3学期および来年度の課題を明確化			地域交流学習（豆腐づくり）			地域交流学習（水ようかん）
	校務分掌評価 - いじめへの取組がどれだけ達成されていたかを評価する - その他、教育活動の改善に向けての検討	百人一首練習会、集会 いじめアンケート調査					

2 月	職員会議・いじめ対策委員会 ・ アンケート調査等をもとに、定期的に状況把握 ・ 気になる児童の報告会 情報発信 ・ 学校評価（最終評価）を保護者や地域に公表 校務分掌評価 ・ いじめへの取組をはじめ、教育活動の改善に向けての来年度の方針決定	新一年生を迎える会 ・ 絆づくり 「6年生を送る会」に向けて 6年生を送る会 ・ 感謝の心 ・ 次の学年への自覚 いじめアンケート調査・保護者へのアンケート
3 月	職員会議・いじめ対策委員会 ・ 年度の振り返り ・ 新年度に向けて、計画の確認 ・ 課題確認	校内奉仕活動 ・ 学校、地域に感謝して いじめアンケート調査 卒業式 ・ 感謝の心 ・ 絆づくり

【資料１ いじめの早期発見のために】

○児童一人一人の状態をチェックしましょう。

場面 等	観 察 の 視 点
朝の会	☐ 遅刻、欠席が増える。 ☐ 始業時刻ぎりぎりの登校が目立つ。 ☐ 表情がさえず、うつむきがちになる。 ☐ 返事の声が小さい。
授業の開始時	☐ 返事の声が小さい。 ☐ 忘れ物が多くなる。 ☐ 用具、机、椅子等が散乱している。 ☐ 一人だけ遅れて教室に入る。 ☐ 席を離されている。 ☐ 周囲がざわついている。 ☐ 涙を流した気配がある。
授業中	☐ 頭痛・腹痛などを頻繁に訴える。 ☐ 保健室やトイレによく行く。 ☐ 発言を冷やかされる。 ☐ 不快なあだ名で呼ばれるときがある。 ☐ グループ分けで孤立しがちになる。 ☐ その子にだけ配付物をわたさない。 ☐ 隣の机がほんの少し離されている。
休み時間	☐ 一人でいることが多い。 ☐ 用もないのに職員室付近にいる。 ☐ 用もないのに保健室によく行く。 ☐ 持ち物や掲示物などにいたずらされている。 ☐ その子を避けるようにして通る。 ☐ 遊びの中で、一人だけが攻撃されたり悪ふざけの対象になったりする。 ☐ まわりの子から注意される時、特にきつく言われる。 ☐ ボールなどの片付けをいつもしている(させられている)。 ☐ 机に落書きをされる。 ☐ 廊下の物掛けが散乱したり、ロッカーや下足箱へのいたずらが見られたりする。 ☐ 視線をそらす。 ☐ 特別教室へ入っている。
給食時	☐ 食べ物にいたずらされる。 ☐ その子が触れるものを嫌がる。 ☐ 机をわざと離すなどグループに入っていない。 ☐ 話の輪に入っていない。 ☐ 少食になる。
下校時	☐ グループに入らないで一人でいる。 ☐ なかなか下校しようとしなない、あるいは、急いで一人で帰宅するなど、周囲を気にしている。 ☐ その子の机の中の物が散乱している。 ☐ 表情が暗く、行動が遅い。 ☐ いつも、ほかの子の荷物を持たされている。
その他	☐ 持ち物が隠されたり、壊されたりする。 ☐ 学級内に友だち関係の変化がある。

○教室の状態をチェックしましょう。

(◎ ○ △ ×を記入してもよい)

- ☐ 男女の仲がよい。
- ☐ ひそひそ話をしている場面をほとんど見かけない。
- ☐ 授業の始まりの時間が守られている。
- ☐ 集合に時間がかからない。
- ☐ 教室が整理・整頓されている。
- ☐ 掲示物がきれいに貼ってある。
- ☐ 机や壁、掲示物などに落書きやひどい汚れがない。
- ☐ ものがなくなったり、壊れたりすることがほとんどない。

○教師自身（自分自身）の状態をチェックしましょう。

(◎ ○ △ ×を記入してもよい)

- ☐ 毎日、クラス全員の子に話しかけている。
- ☐ 授業の始まりと終わりの時間を守っている。
- ☐ 子どもとの約束を守っている。
- ☐ 子どもの手本となる言葉遣いをしている。
- ☐ 同じ子ばかり叱っていない。
- ☐ できるだけたくさんの子をほめている。
- ☐ 小さな差別を見逃していない。
- ☐ 休み時間に、誰が誰と何をして過ごしているか、だいたい把握している。
- ☐ 教室での出来事を、同学年の教員とよく話す。
- ☐ 専科の教員と、クラスのことについてよく話す。
- ☐ 「どの子もわかる授業」を目指して、工夫している。

【資料 2 教員用いじめ発見チェックシート】

㊟ 教員によるいじめ発見のためのチェックシート

氏 名

(年 組)

チェック実施月日		4 /	5 /	6 /	7 /	9 /	10 /
朝 の 会	遅刻・欠席が増えてきた						
	表情がさえず、 うつむきがちになった						
	忘れ物が多くなった						
授 業 中	机を離される						
	保健室やトイレによく行く						
	間違うとみんなに笑われる						
	配布物が渡されない						
休 み 時 間	用もないのに職員室付近によく いる						
	持ち物や掲示物に落書きされる						
	横を通るとき避けられる						
そ の 他	他の児童が給食を受け取るのを 嫌がる						
	持ち物が隠される						
	先生から話しかけられても、 視線をそらす						
	他の児童から暴言を吐かれる (うざい・きらい・さい・死ぬ等)						
	他の児童から暴力を受けている						
毎月のふり返りアンケートから気にな ることがある							
検 印	担 当 者						
	教 頭						
	校 長						

※ 気になる場合は、すぐに児童と面談し、担任、学年主任、教頭に連絡する。

※ 記入のしかた 該当児童なし … ○印を記入
 該当児童あり … 「あり」と記入し、付箋に名前を書いて貼る。

(1 年生用)

○月

せんせいに おしえてね

がっこうは たのしい ですか？

ねん なまえ



たのしい



たのしくない

こまっている
しいことが ある ひとは、
せんせいに おはなし しましょう。

ことや かな

(2 ～ 6 年生用)

○月

年 組 名前

4 月に入ってから、こまっていることや かなしいこと、いやな思いをしているこ
とは ありませんか？

ある ない

○「ある」とこたえた人、それは、どんなことですか？

○「ない」とこたえた人、
あなたが、近ごろがなばっていることは、なんですか？

こころとからだのアンケート (高学年)

年 組

なまえ
名前

このアンケートは、みなさんの「からだところのようす」を知るためのものです。テストではありませんから、思ったことを正直に答えましょう。また、ほかの人に見せるものではありません。安心して書きましょう。

☆1～4の中で、あなたの気持ちに近いものをえらんで、番号に○をつけましょう。

①	がっこう 学校の楽しいですか。	1 とても楽しい	2 楽しい	3 あまり楽しくない	4 楽しくない
②	みんなで何かをすることは楽しいですか。	1 とても楽しい	2 楽しい	3 あまり楽しくない	4 楽しくない
③	じゅぎょう 授業はよく分かりますか。	1 よく分かる	2 分かる	3 あまり分からない	4 分からない
④	じぶん 自分には「よいところ」があると思いますか。	1 たくさんある	2 ある	3 あまりない	4 ない
⑤	かいてい いえ なか 家庭(家の中)は楽しいですか。	1 とても楽しい	2 楽しい	3 あまり楽しくない	4 楽しくない
⑥	とも 友だちはいますか。	1 たくさんいる	2 いる	3 いない	4 わからない
⑦	ともだち いっしょ 友達と一緒にいても、ひとりぼっちだと おも 思うことがありますか。	1 よくある	2 ある	3 あまりない	4 ない
⑧	ともだち えんりょ 友達に遠慮して、自分の言いたいこと い 言えないことがありますか。	1 よくある	2 ある	3 あまりない	4 ない
⑨	あ の子が、あなたのことで嫌なことを い 言っていると思いますか。	1 よく言っていると おも 思う	2 ときどき思う	3 ほとんど思わない。	4 思わない

☆ あなたは今、なやんでいることや困っていること、心配なことがありますか。あてはまるところに○をつけましょう。

() ない

() ある



どんなことですか。 1 友だちのこと 2 家族のこと 3 先生のこと
4 勉強のこと 5 体のこと 6 性格のこと
7 その他 ()

※あるに○をつけた人は、なやんでいることや困っていること、心配なことを誰に聞いて欲しいですか。

1 友だち 2 家族 () 3 担任の先生
4 ほかの先生 (先生) 5 カウンセラーの先生 6 その他

☆ あなたの話^{はなし}を聞いてくれる人^{ひと}や相談^{そうだん}できる人^{ひと}はいますか。

() いない

() いる ⇒

- | | | | | | |
|---|---------------------------|---|---|---|---|
| 1 | 友 ^{とも} だち | 2 | 家 ^か 族 ^{ぞく} () | 3 | 担 ^{たん} 任 ^{にん} の先生 ^{せんせい} |
| 4 | ほかの先生 ^{せんせい} () | 5 | カウ ^{せんせい} ンセラー ^{せんせい} の先生 ^{せんせい} | 6 | その他 |

☆ あなたは、最近^{さいきん}、だれかにいやなことをされたり、言^いわれたり、こまっていることはありませんか。

() ある ⇒

() ない

いつごろ、どこで、だれに、どんなことをされましたか。

いつごろ・・・

どこで・・・

だれに・・・

どんなこと・・・

☆ あなたは、だれかがいやなことをされたり、言^いわれたりしているのを、見^みたり聞^きいたりしたことはありませんか。

() ある ⇒

() ない

いつごろ、どこで、だれがだれに、どんなことをしていたのを見ましたか。
(わかるところだけ、書きましょう。)

いつごろ・・・

どこで・・・

だれが、だれに・・・

どんなこと・・・

いじめの認知について

～先生方一人一人がもう一度確認してください。～

● いじめの認知をめぐる現状

先生方も既に報道等で御承知のことと思いますが、児童生徒千人当たりのいじめ認知件数は、最多の都道府県と最少の都道府県とで30倍以上の開きが生じています(平成26年度問題行動等調査)。この差は他の調査項目(暴力行為や不登校など)における差と比べて極端に大きく、実態を正確に反映しているとは考え難い状況です。

● 調査結果を見た保護者や地域の心配

- ・【不信】ちゃんとした調査だろうか？なんで〇〇県と隣の〇〇県でこんなに違うんだ？
- ・【誤解】こんなに認知件数が多い〇〇県は、子供たちが荒れているのではないかと？しっかりといじめ防止対策を取っているのか？
- ・【疑念】〇〇県はいじめの認知件数が少ないが隠しているのではないかと？

◆ 先生方それぞれでいじめの捉え方の差があるようです。

先生方は、いじめの事案に一生懸命に対応する中でいじめの問題に的確に対処する力を身に付けるのと同時に、先生方それぞれのいじめの概念が作られている可能性があります。

いじめ問題への思いが強ければ強いほど、それぞれのいじめの概念への思いも強いかもしれません。しかしこのことは、基準のばらつきにもなってしまいます。

◆ いじめの認知を正確に行うことは極めて重要です。

- ・「こんな事案までいじめと数えたら一体何件までふくれあがるのか」
- ・「一回きりだからいじめとして認知するのはいかなるものか」

といった声を聞くことがよくあります。

確かに、初期段階のいじめは子供たちだけで解決できることも多々あり、大人が適切に関わりながら自分たちで解決する力を身に付けさせることも大切です。しかし過去のいじめ事案を見ると、いじめはほんの些細なこと(こんな事案まで・・・、一回きりだから・・・)から予期せぬ方向に推移し、自殺等の重大な事態に至ることもあるのが現実です。そのため、初期段階のいじめであっても、あるいは一回限りのいじめであっても、学校が組織として把握し(いじめの認知)、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要です。

いじめ防止対策推進法では、このような過去の教訓を重く受け止め、いじめという行為が定義付けられました。そして、いじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせるなどの措置を講じなければならないとされています。

◆ いじめの定義を再確認しましょう。

いじめ防止対策推進法第2条第1項

この法律において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

このように、いじめの定義には、

- ① 行為をした者(A)も行為の対象となった者(B)も児童生徒であること
- ② AとBの間に一定の人的関係が存在すること
- ③ AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
- ④ 当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること

という4つの要素しか含まれていません。かつてのいじめの定義には「自分よりも弱い者に対して一方的に」、「継続的に」、「深刻な苦痛」との要素が含まれていましたが、法律上の定義にそれらの要素は含まれていないことに留意してください。



なお、物を隠されたり、上履きに紙屑を入られたり、器口を濡したメモを机の上に置かれたりしたが誰がやったか分からない場合、行為者が不明であれば①②の要件が満たされるとは言えませんが、実際に学校ではいじめとして対応していることは言うまでもなく、問題行動等調査においてもいじめがあったものとして取り扱ってください。



◆ 具体的な事例で確認してみましょう。

事例

（定期的に実施しているアンケート調査で、Bが「いじめを受けた」と回答した。そこで、Bと面談で確認するなどした結果、以下の事実があったことを確認できた。）

体育の時間にバスケットボールの試合をした際、球技が苦手なBはミスをし、Aからミスを責められたり他の同級生の前でばかにされたりし、それによりBはとても嫌な気持ちになった。見かねたCが「それ以上言ったらかわいそうだよ」と言ったところ、Aはそれ以上言うのをやめ、それ以来、BはAから嫌なことをされたり言われたりしていない。その後、Bもだんだんとバスケットボールがうまくなっていき、今では、Aに居休みにバスケットボールをしようと誘われ、それが楽しみになっている。

【この事例のA君の行為は、定義に照らしていじめに該当するものと考えられます。】

文部科学省は、この事例を題材に、10都道府県（域内の市町村を含む。）の教育関係者を対象とする抽出調査を実施しました。その結果、ある都道府県は18名中17名（約94%）がいじめとして認知すると回答しました。また、別の都道府県は、18名中2名（約11%）がいじめとして認知すると回答しました。抽出調査の結果ではありますが、この差が冒頭で述べた「30倍以上の開き」につながっているのではないかと考えます。

◆ 「いじめの芽」や「いじめの兆候」それも「いじめ」です。

学校現場において、「いじめの芽」や「いじめの兆候」といった言葉が用いられています。例えば「いじめやその兆候を早期の段階で把握するよう努めた。」といった具合にです。しかし、こうした言葉を用いる中で、いじめそのものであるはずの「芽」や「兆候」を、まだ「芽」や「兆候」だからいじめではないと反対に捉えてしまい、いじめを見逃してしまうことがあるのではないかと心配しています。いじめを見逃ささないためにも、「芽」や「兆候」についても定義に従い、いじめとして認知してください。

◆ いじめの認知に関する文部科学省の考え方

1 いじめの認知件数が多いことは教職員の目が行き届いていることのあかし

法律上のいじめに該当する事象は、成長過程にある児童生徒が集団で学校生活を送る上でどうしても発生するものであると考えています。ですから、文部科学省は、いじめの認知件数が多い学校について、教職員の目が行き届いていることのあかしであると考えています。正確に認知し、しっかりと対応していくことが大切だと考えています。

反対に、いじめの認知がなかったり、いじめの認知件数が極めて少なかったりする学校は、いじめを見逃していないかと心配しています。

いじめの認知件数が増えても保護者や地域の方々が不安に思わないよう、普段から「積極的に認知し（件数は増える）、早期対応を行っている」ことを丁寧に伝えてください。

2 組織で認知し対応することが重要～ひとりで抱え込まない～

いじめではないかと疑われる事象に接したときは、学校に設置されている「いじめの防止等の対策のための組織」に必ず報告してください。とは言っても、日々発生する事象全てについて、組織の全メンバーが逐一集合することは難しいと思います。そこで、組織のメンバーの中から情報集約担当を決めたり、パソコンで共用のデータベースを作成したりするなど、全メンバーが集合しなくても機動的な対応が取れるよう各学校で工夫をしてください。重要なのは、ひとりで抱え込まないということです。周囲に報告・連絡・相談し、組織として判断してください。

また、学校の組織がしっかりと機能するためには、誰もが自由に発言できることが大切です。事象に対応する中では、迷うこともたくさんあります。そんなときは「これでいじめを受けている子供を本当に守ることができるか」とシンプルに考えてください。そして疑問が心をよぎったときは、いじめが重大な結果に至ることのないよう「この対応でいいんですか？」とためらわずに発言してください。

【資料5 保護者向けいじめ早期発見チェック表 6月11月2月に実施】

いじめ早期発見チェック表

鯖江市惜陰小学校

本校では、いじめの未然防止・早期発見のための方策として、毎月子供たちを対象にアンケートを実施しています。そのアンケートをもとに、毎月いじめ対策委員会を開き、全ての子供たちにとって、安心して通うのが楽しい学校になるよう努めています。しかし、それでも大人の見えないところでいじめが起こり、辛い目に遭っている子がいないとも限りません。

つきましては、下記のチェック表をご覧ください。このチェック表は、お子さんやお子さんの周りの子供たちがいじめに遭っていないかどうかを知る一つの手がかりになるものです。この表をもとにお子さんの様子を見ていただくとともに、学校であったことなどを家庭で話すきっかけとしてください。今回限りのこととせず、これからもお子さんの様子で気がかりなことが出てきた場合は、このチェック表を活用してください。そして、どんな些細なことでも気がかりなことがあれば、遠慮なくすぐに学校へ御相談ください。

記入されましたら、古封筒などに入れて、○月○日（○）までに学校に御提出ください。

児童氏名 _____

	チェック項目	チェック欄 (該当なしなら○を、 あれば×を記入)
1	朝になると頭痛・腹痛・吐き気など、心身の異常を訴える。	
2	体にあざや傷あとがあり、わけを聞いても話さない。	
3	衣服の汚れや破れが見られ、わけを聞いても話さない。	
4	持ち物がなくなったり、傷がついていたり、教科書などに落書きがある。	
5	親が知らない物を持っていたり、金品の持ち出しがあつたりする。	
6	SNSなどに、嫌な書き込みなどをされて、辛い思いをしている。	
その他、気がかりなことがあれば御記入ください。		

惜陰小学校 Tel. 51-2866

(参考送付)

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン チェックリスト

※本チェックリストは、いじめ重大事態に対する平時からの備えや重大事態調査の実施等に当たり、基本的な項目についてチェックリスト形式にまとめたものであり、実際の対応に当たっては、法、基本方針、ガイドライン等をよく確認した上で対応すること。

【チェックリスト①】いじめ重大事態に対する平時からの備え

●学校における平時からの備え（p 6～7 参照）

チェックポイント	チェック
年度初めの職員会議や教員研修等の実施により、全ての教職員は、学校いじめ防止基本方針はもとより、法や基本方針等についても理解し、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきかなどについて認識している。	☐
実際に重大事態が発生した場合には、校長がリーダーシップを発揮し、学校いじめ対策組織を活用しつつ、各教職員が適切に役割分担を行い、連携して対応できる体制を整えている。	☐
学校いじめ防止基本方針について、入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明している。	☐
学校いじめ対策組織について、次のような対応を適切に行えるよう、平時から実効的な組織体制を整えている。 ・学校におけるいじめの防止及び早期発見・早期対応に関する措置を実効的・組織的に行うこと ・法第23条第2項に基づいていじめの疑いがある場合の調査等を行うこと ・重大事態の申立てがあった場合の確認等の役割を担うこと など	☐
校長のリーダーシップの下、生徒指導主事等を中心として組織的な支援及び指導体制を構築した上で、学校いじめ防止基本方針に定める年間計画において定例会議の開催等を位置付け、その中で、学校いじめ対策組織が重大事態の発生を防ぐために重要な役割を担っている組織であることを確認するとともに、重大事態が発生した際の適切な対応の在り方について、全ての教職員の理解を深める取組を行っている。	☐
学校がいじめへの対応で判断に迷う場合等に備えて、迅速に学校の設置者に相談を行うことができるよう連携体制を整えている。	☐
「学校いじめ対策組織」において会議を開催した際の記録や児童生徒への支援及び指導を行った際の記録を作成し、保存しておく体制を整えている。	☐
日頃の学校教育活動の中で作成、取得したメモ等をそのままにせず、各学校又はその学校の設置者において定める文書管理規則等に基づいて、適切に管理する体制を整えている。	☐
様々な情報を効率的に記録し、保存するため、統一のフォーマットの作成等文書管理の仕組みを整えている。	☐
学校が認知したいじめへの対応を行っている中で、重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い児童生徒について、当該児童生徒の保護者に重大事態調査について説明を行い、学校と家庭が連携して児童生徒への支援について方向性を共有できる体制を整えている。	☐
いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知している。	☐
そもそも、いじめを重大化させないことが重要であり、学校全体でいじめの防止及び早期発見・早期対応に取り組んでいる。	☐

いじめの認知があった場合

¥¥fsedu0401¥vol_Share¥惜陰小¥校務¥R7¥03 校務分掌¥05 児童育成部¥01

生徒指導

★【様式】いじめ対応サポート班記録シート（市教委版）

いじめ対応サポート班 記録シート									
鯖江市	小学校	記録者名				整理番号			
日時	令和 年 月 日() : ~ :	場所							
参加者	1. 校長	2. 教頭	3. 生徒指導主事	4. 教育相談担当	5. 義護教諭				
	6. 学年主任(年)	7. 担任(年 組)(年 組)							
	8. SC	9. SSW	10. その他()						
いじめの経緯（複数回答可：該当番号をクリックし、丸付き数字を選択。必要に応じて記入）									
1. 冷やかしのからかい、悪口や脅し文句等					6. 金品を隠される、盗まれる、壊される、捨てられる				
2. 仲間はずれ、集団による無視					7. 嫌なことや危険なことをされたりさせられたりする				
3. 軽くぶつかられる、遊ぶふりをして、叩かれる蹴られる					8. パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる				
4. ひどくぶつかられたり、叩かれたり蹴られたりする					9. その他 ()				
5. 金品をたかられる									
※学校で通し番号を入力。重ならないようにする									
※第1回目のサポート班の日時・場所を記入									
※複数回答可。該当番号をクリックし、丸付き数字を選択									
※被害・加害児童生徒の担任・学年主任以外は「その他」に記入									
※その他は()内に記入									
(A) 被害児童生徒 年 組 出席状況(欠席 日)									
昨年度のいじめの認知 (備考)									
(B) 加害児童生徒 年 組 (備考)									
いじめの経緯（概要、発生日時や場所、判明したきっかけ、その後の対応等）									
(1) 事実概要 ○○は、休み時間に同じクラスの△△から、……。									
(2) 発見 ○月○日○時ごろ、母親からの電話(○○○○教諭が応対)で、……。									
(3) 初期対応 ○月○日○時、いじめサポート班(担任、学年主任、生徒指導主事)を立ち上げ、対応を協議した。関係児童からそれぞれ聞き取り、事実確認を行った。……。									
(4) 二次的問題・再発防止の対応 ・加害、被害両保護者へ電話連絡し、事実と以下の対応策を伝えた。両保護者ともに同意を得た。 ・スクールカウンセラーと情報共有し、……。									
(記入例)いじめの経緯 (1) 事実概要 ○○は、休み時間に同じクラスの△△から、……。									
(2) 発見 ○月○日○時ごろ、母親からの電話(○○○○教諭が応対)で、……。									
(3) 初期対応 ○月○日○時、いじめサポート班(担任、学年主任、生徒指導主事)を立ち上げ、対応を協議した。関係児童からそれぞれ聞き取り、事実確認を行った。……。									
(4) 二次的問題・再発防止の対応 ・加害、被害両保護者へ電話連絡し、事実と以下の対応策を伝えた。 ・スクールカウンセラーと情報共有し、……。									
学校の対応									
(1) 関係児童生徒への指導・援助									
(2) 保護者への対応									
(記入例)学校の対応 (1) 関係児童生徒への指導・援助 ・聞き取りの実施 担当:被害児童A(○○○)、加害児童B(△△△) (2) 保護者への対応 ・聞き取り後、○○○(被害児童Aの担任)が、被害児童Aの保護者・△△△(学年主任)が、加害児童Bの保護者に電話連絡。 (3) 関係機関との連携 (市教委、鯖江チャイルド、こどもまんなか)									